

# ひとり親家庭支援

## 母子生活支援施設「すだち寮」

生活上のいろいろな不安を抱える母子家庭の母が、権利擁護と自立支援を目的として、子どもと一緒に利用できる母子生活支援施設です。

- ★利用者・・・配偶者がいない女性とその女性が監護する18歳未満の子ども
- ★利用料・・・所得状況に応じて決定。光熱水費・生活費については自己負担
- ★住所・・・海陽町大里字馬谷175番地
- ★電話番号・・・0884-73-0133

## 児童扶養手当

父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない児童を監護・養育している方に支給されます。



- ★支給期間 児童が18歳に達する日以降の最初の3月31日まで
- ★対象となる児童
  - \* 父母が離婚した児童
  - \* 父または母が死亡した児童
  - \* 父または母が政令で定める障害のある児童
  - \* 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
  - \* 母が婚姻によらないで懐胎した児童 など

### ○手当月額

(平成28年8月1日現在)

児童数	全部支給のとき	一部支給のとき
1人目	42,330円	42,320円～9,990円
2人目	52,330円	9,990円～5,000円を加算
3人目	58,330円	5,990円～3,000円を加算

\* 受給者やその扶養義務者の所得によって、手当月額が変わります。

お問い合わせ 海陽町役場 福祉課 0884-73-4313

## ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭等の方が、安心して医療を受けられるよう、保険医療の自己負担分の一部の助成を行います。



- 対象者**
- \* 児童を扶養しているひとり親家庭の父母
  - \* ひとり親家庭の父母に扶養されている児童
  - \* 父母のない児童など

	通院	入院
父 母	助成なし	<b>無料</b> *ただし、食事代等は対象外
児 童	1ヶ月1医療機関につき 自己負担額 1,000円	

\* 児童は18歳に達する日以降の最初の3月31日までとなります。

\* 一定上の所得がある方は対象外となります。

## その他のサービス・貸付金等

ひとり親家庭の生活の安定と子どもの福祉向上のために、いろいろなサービスや貸付金等があります。

### 家庭生活支援員の派遣

母子家庭の母や父子家庭の父、寡婦の方などが就業、疾病、冠婚葬祭等の理由により、お困りの時、育児や食事のお世話等をするお手伝いする家庭生活支援員を派遣します。(希望する場合は、事前に登録が必要です。)

### 母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭、父子家庭、寡婦の生活の安定と、その子どもの福祉の向上をはかるために、各種の貸付があります。

例) 修学資金・就学支度金・技能習得資金など

### 母子会

子育てと生活の担い手という二重の役割を母ひとりで担わなければならない。」という同じ立場の人が集まり、励まし合って親睦と生活の向上をはかるための自主的な組織です。

お問い合わせ 海陽町役場 福祉課 0884 - 73 - 4313